

第2期計画に係る目標事業量の考え方

<1>目標事業量（教育・保育の量の見込み）の位置づけ

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、その中で、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保内容及び実施時期を教育・保育提供区域ごとに定めることとされています。

（子ども・子育て支援法） （抜粋）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3（略）

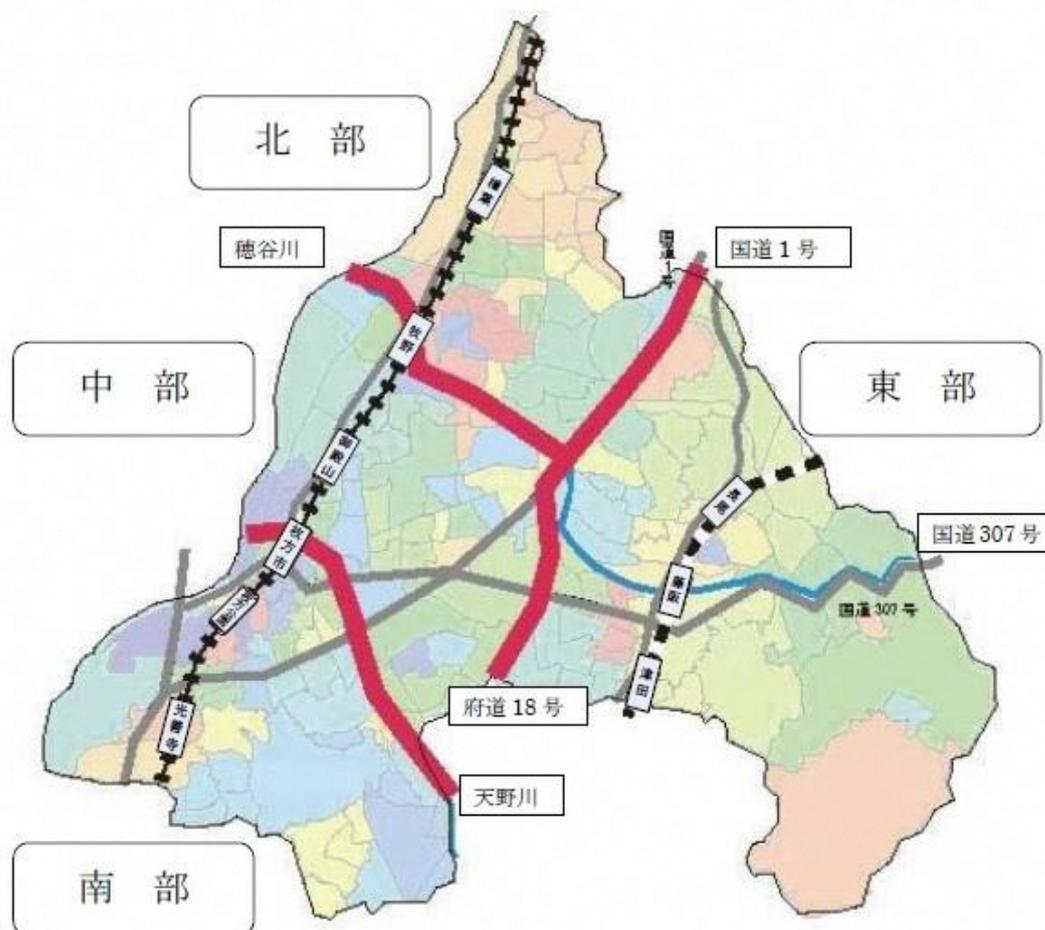
4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6～10（略）

<2>教育・保育提供区域について

枚方市子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育や地域子育て支援を含む子ども・子育て支援サービスを効率的・効果的に提供するため、保育ビジョンに基づき4つのエリアに区分した教育・保育提供区域（下図参照）ごとに、目標事業量を設定しています。また、地域子ども・子育て支援事業を含め、個別の取り組みごとに、その内容や現行の利用状況等を踏まえ、効率的・効果的に提供を行うことができる場合は、市域全体を区域としています。

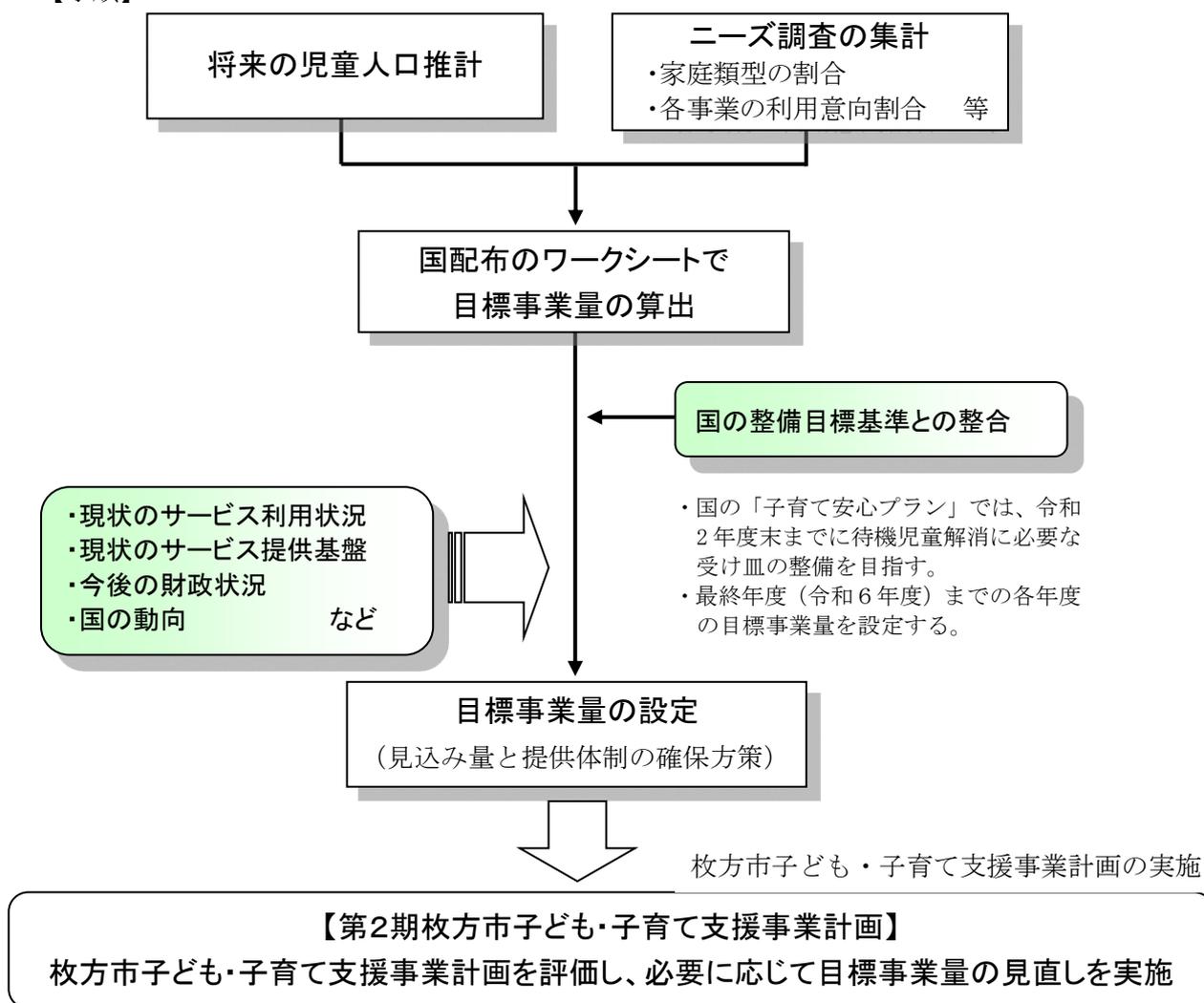


＜3＞目標事業量の作成の基本的考え方と手順

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」（6月改正予定）及び「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」、大阪府の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（大阪府版）」を基に、本市における各事業の利用状況などの現状や児童人口の推計、「枚方市子ども・子育てに関するアンケート調査」（以下、「ニーズ調査」という。）の結果、今後の財政状況、国の動向などを考慮して、令和2年度から令和6年度までの量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保方策の内容及び実施時期を教育・保育提供区域ごとに作成します。

※各年度の時点は国・府にあわせて年度当初とします。

【手順】



I. 「量の見込み」を算出する項目

全国共通（国配布ワークシートによる機械的な算出）で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行う項目と、ニーズ調査によらずに算出する項目があります。

図表 1-1 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

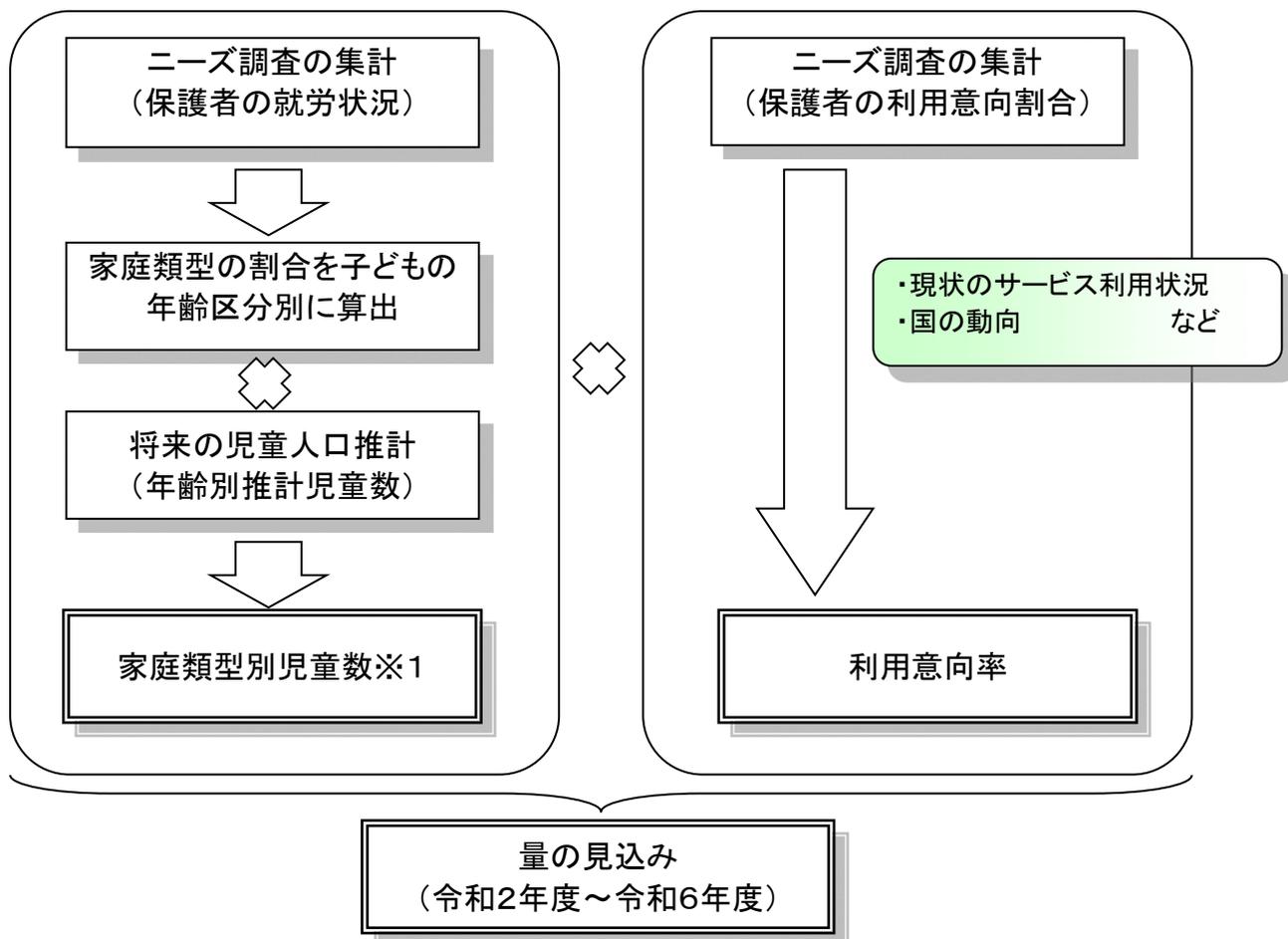
	対象事業	対象児童年齢
1	教育・保育（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業） <満3歳以上で教育を希望される児童（1号認定）、満3歳以上で保育が必要な児童（2号認定）、満3歳未満で保育が必要な児童（3号認定）が利用する教育・保育施設を提供する事業>	0～5歳
2	時間外保育事業 <保育所（園）、認定こども園（2・3号認定）、小規模保育事業実施施設において11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業>	0～5歳
3	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会室事業） <保護者が仕事などで昼間に自宅にいない児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業>	1～6年生
4	子育て短期支援事業 ・ショートステイ <保護者の疾病や仕事、育児疲れなどのため、家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合に、児童養護施設等で子どもを預かる事業> ・トワイライトステイ <保護者の仕事などのため、夜間等家庭での養育が一時的に困難な場合に、児童養護施設等で子どもを預かる事業>	0～18歳
5	地域子育て支援拠点事業 <乳幼児及びその保護者が相互の交流を行える場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業>	0～2歳
6	一時預かり事業 ・幼稚園等の一時預かり事業 <幼稚園及び認定こども園（1号認定）における在園児を対象に預かり保育を実施する事業> ・保育所（園）の一時預かり事業 <在宅で育児を行う保護者の傷病や入院などの緊急時や、育児に疲れた時など、一時的に子どもの保育ができない場合、保育所（園）で子どもを預かる事業>	3～5歳 0～5歳

7	病児保育事業 <保育所等に入所している児童が病気の場合、病院などに付設された専用室で一時的に保育する事業（医療機関併設型）>	0～5歳、 1～6年生
8	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） <子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員になり、保育所、幼稚園等への送迎や子どもの預かりなど、子育てに関する相互援助活動を行う有償ボランティアの会員組織を運営する事業>	0～5歳、 1～6年生
9	利用者支援事業 <子どもや保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう身近な場所で必要な情報提供・助言等を行う事業。>	0～5歳、 1～6年生

図表 1-2 ニーズ調査によらずに「量の見込み」を算出する項目

対象事業		対象児童年齢
1	妊婦健診 <妊娠届け出時に妊婦健康診査受診券などを配付し、妊産婦の健康管理、安全・安心な出産を支援している事業>	0歳
2	乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業等 <生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業> <養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業>	

Ⅱ. 量の見込みの基本的な算出方法



○ニーズ調査結果より問1（子どもの年齢）、問6（調査票の回答者（父母の有無））、問3（1）（配偶関係）、問9（母親の現在の就労状況）、問9-1（週当たりの「就労日数」・1日当たりの就労時間）、問10（父親の現在の就労状況）、問10-1（週当たりの「就労日数」・1日当たりの就労時間）、問11（1）（母親のフルタイムへの転換希望）、問12（1）（無業の母親の就労希望）などの回答の割合を活用しています。

※1 図表2 家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (短) (就労時間：月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)
タイプ D	専業主婦 (夫)
タイプ E	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)
タイプ E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)
タイプ F	無業×無業

各自治体における保育の必要性の下限時間（48 時間～64 時間の間で市町村が定める時間）を「下限時間」と記載。枚方市においては、現行と同様に 64 時間を下限時間とします。

Ⅲ. 第2期計画策定における「量の見込み」算出時の留意事項

国の「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」において示された、主な留意事項は以下のとおりです。

(1) 全般
<ul style="list-style-type: none">量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえるとともに、子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図りつつ、必要に応じて補正を行うこと（特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起や、女性就業率の上昇傾向に留意）。都市開発部局との十分な情報共有を行い、大規模マンション等の開発が行われる際には、必要に応じて補正を行うこと。
(2) 教育・保育
<ul style="list-style-type: none">0歳児保育の量の見込みについては、育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、適切に算出すること。企業主導型保育施設の地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、確保の内容に含めて差し支えないこと。必要利用定員総数について、当該年度より翌年度が上回る場合には、翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行うこと。新たに整備を行った保育所や認定こども園については、運営開始後1～3年目は4・5歳児の定員を少なく設定し、2年目以降は、入所児童の進級に伴い、その定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行うこと。幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること。また、「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり運営費支援事業による0～2歳児受入れを行う場合には、3号認定子どもの保育の確保の内容に含めることができること。子ども・子育て支援法附則第14条に規定する保育充実事業の実施に当たっては、市町村支援事業計画に位置付けること。認定こども園への移行を促進する観点から、幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整については、引き続き実施すること。（基本指針第三の四の2（二）（2））
(3) 地域子ども・子育て支援事業
<ul style="list-style-type: none">子育て短期支援事業の量の見込みについては、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。利用者支援事業については、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。放課後児童健全育成事業について、可能な限り学年ごとに、小学校6年生までの量の見込みを算出すること。その際、新・放課後子ども総合プランに基づく量の見込みの算出方法又はニーズ調査結果に基づく量の見込みの算出方法のうち、いずれか適切と見込まれるものを、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえて、量の見込みの数字とすること。

(参考)

待機児童解消に向けた取組

【保育の受け皿拡大の状況】

- 待機児童解消加速化プラン（2013年度から2017年度末までの5年間）による保育の受け皿拡大量は約53.5万人分（※）。待機児童解消加速化プランの政府目標50万人分を達成。
 - 子育て安心プラン（2018年度から2020年度末までの3年間）による保育の受け皿拡大量の目標は約32万人。市区町村等の計画を積み上げると、2018年度当初の予定としては、3年間の整備見込み量は約29.3万人分（※）。
- ※これまでの経緯を踏まえれば、毎年度の計画の見直しにより、整備見込み量の増加が想定される。

【保育の申込者数、待機児童数の状況】

- 2018年4月時点の待機児童数は、19,895人となり、10年ぶりに2万人を下回る結果。

